

令和4年度12月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

市民生活部 市民窓口課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年11月31日まで
監査実施期間 令和4年12月6日から令和4年12月26日まで

7 本監査の期日

令和4年12月26日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<課題点等>

契約関係書類について、記入誤りや記入漏れ等が散見された。
これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外は概ね適正に執行及び事務処理がなされている。

窓口でのキャッシュレス決済について、調定票の起票は前月收入分を翌月に送付される利用伝票をもって行っているとのことだが、調定票は収入額が確定している時点で早急に起票する必要がある。事務の煩雑さも考慮しながら、起票のタイミングが適切かどうか検討願いたい。